

注意！「送金バイト」も「口座売買」も「犯罪」です！！

2026年7月10日より「犯罪による収益の移転防止に関する法律」の一部改正が施行され、
「送金バイト」に対する罰則が新設！「口座売買」の罰則が引き上げ！
となりました。

東和銀行では、

- 口座の第三者利用や譲渡・レンタルにより犯罪に利用されたと疑われる場合、
- 他人からの依頼によりインターネットバンキング等で自己または第三者が管理する財産を移転したと疑われる場合、

当該口座のご利用を停止させていただくほか、必要に応じて警察への通報をさせていただきます。
また、今後当行に限らず、他の金融機関で新規口座の開設やご利用ができなくなる恐れがあります。

お客さまへお願い

- ご自分の預金通帳・キャッシュカード、インターネットバンキングのID・パスワード等を他人に譲ったり、貸したりしないでください。
- 他人名義の口座やインターネットバンキングを利用した送金や他人から譲り受けた口座や認証情報を利用した送金は行わないでください。
- SNS等で「口座買い取ります」「口座開設で簡単にお小遣い稼ぎができます」といった勧誘に絶対に応じないでください。
- SNS等で「簡単バイト！指定された送金先に送金するだけ！」といった勧誘に応じないでください。SNS等で仕事を探すときは注意してください。

※これらの行為は犯罪に加担することにつながる恐れがあるほか、
下記の処罰の対象となる場合があります。

【「送金バイト」に罰則の新設（第32条）】

「送金バイト」とは：実行役の口座に入金されたお金を、指定された口座に送金し、報酬を受け取る行為
2年以下の拘禁刑若しくは300万円以下の罰金またはその併科の処罰の対象になります。

【預貯金通帳の不正譲渡等に対する罰則の引き上げ（第25条～第31条）】

3年以下の拘禁刑若しくは500万円以下の罰金またはその併科の処罰の対象になります。



※もし、騙されたり、誤って口座を譲渡・レンタルしてしまった場合、レンタルした口座が身に覚えのない取引に利用された場合、他人からの依頼により振り込まれたお金を指定された口座に送金してしまった場合は、お取引店、最寄りの東和銀行窓口または下記の詐欺被害受付センターまでご連絡ください。併せて最寄りの警察署へご相談ください。

【詳細はこちらからご確認ください。】

👉 [令和8年犯罪収益移転防止法の改正について | 警察庁 Web サイト](#)



お問い合わせ先

東和銀行 詐欺被害受付センター

 0120-108-781

受付時間 月曜～金曜日 9:00～17:00 但し祝日・12/31～1/3 等を除く